

次期介護保険制度改正における見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化の観点から、軽度者（要介護2以下）に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保証することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進行し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から現行制度の継続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様